

愛のかたちと差別・偏見

守 如子

1 はじめに

もしもあなたに独り暮らしのおばあちゃんがいる、恋人ができたから一緒に暮らしたいと言われたら、あなたは思うだろうか？ また、おばあちゃんか恋人の体が不自由で介助が必要だったとしたら、どうだろうか？ あるいは、おばあちゃんの恋人が女性だったら？ 外国人だったら？…

現在の私たちは、愛情や親密な関係を重要視する価値観をもちながら、自分の想像の域を越えた人々が恋愛関係をもつことに拒否感を示しがちだ。例えば、高齢者や障害者が恋愛関係や性的欲望をもつことを想定外の範囲外としてきた人も多いただろう¹⁾。また、同性同士の恋愛関係に偏見をもってきた人もいるかもしれない。こういった考え方の根底にあるの

1) ここでは詳しく触れられなかったが、障害をもつ人のセクシュアリティについては、倉本智明編『セクシュアリティの障害学』（明石書店）を参照。また、障害をもつ当事者によるものとしては安積遊歩『癒しのセクシー・トリップ わたしは車イスの私が好き!』（太郎次郎社）がお薦めである。



は、子どもを産めそうな男女にのみ恋愛や性的関係や結婚を当然視する考え方である。異性愛カップル以外の関係性を排除する考え方を、ここでは「異性愛中心主義」と呼ぼう。しかし、よく考えてみると、男女のカップルであっても、恋愛は子どもをつくるためのものなのだろうか？ そうではないのならば、高齢者や障害者、同性同士といった様々なカップルの恋愛も、若い男女のカップルの恋愛と同じように尊重される必要があるだろう。

とはいえ、現在の私たちの社会においては、すべての人の恋愛が同じように尊重されているわけではない。本章では、この問題に、深く切り込むために、恋愛対象が同性である人や同性同士のカップルをとりあげ、どういう問題があるのか、社会をどう変えていかなければならないのかを考えていきたい。



2 セクシュアル・マイノリティとは何か

恋愛対象が同性である人は「同性愛者」と呼ばれている。「同性愛者」は、「インターセックス」「トランスジェンダー」「両性愛者」などとともに「セクシュアル・マイノリティ（少数派）」と位置づけられている。一般に、恋愛や性的欲望、生殖などを含めた性にまつわる事柄（性現象）を「セクシュアリティ」と言うが、このセクシュアリティを理由に差別される人々が「セクシュアル・マイノリティ」である。セクシュアル・マイノリティについては誤解と混同をしている人も多い。同性愛者ってことは体をかえたいの？と聞いてしまうような態度は失礼であるうえに無知でもある。まずは定義を確認していこう。

セクシュアル・マイノリティについて理解するために、私たちの社会における性に対する捉え方を模式化してみよう。性や性別として把握さ



れるものは大まかに言って4つの水準に分けることができる。第一に、生物学的な性（sex）の水準である。生物学的な性とはいわゆる「からだの性」のことで、遺伝子、ホルモン、性器などさまざまなレベルによって成立している。これらのうちいずれかのレベルが「典型的な男／女」と異なる状態にある場合を「インターセックス」と呼んでいる²⁾。ただし、そもそも身体は、「男／女」にきっぱりと二分化できるものではなく、発生の段階をさかのぼると、なだらかに連続しているものであることには注意が必要だ（加藤他 2005:16-19）。

第二が、性自認（gender identity）の水準である。性自認とは、「こころの性」や「性同一性」とも呼ばれるもので、「一人の人間が、かくあるはずだ、かくありたいと一貫して認知している、自分自身の性別」のことである。生物学的性別に対し、「自分はこの性別ではないはずだ」「どちらの性別にもあてはまらない」などといったように異なる性自認をもつ人々を「トランスジェンダー（TG）」という。一般に、生物学的性別が男性で、性自認が女性である人々をMtF（Male to Female）TGといい、逆に生物学的性別が女性で、性自認が男性である人々をFtM（Female to Male）TGという。トランスジェンダーの中には、自分の生物学的性別に違和感を持ち、治療を受けたいと考える人もいる。こうした人々を、医学は「性同一性障害」と名づけ、カウンセリングやホルモン療法、性別適合手術といった治療を行っている³⁾。

第三は、社会的性（gender role）の水準である。社会によって規定されている「男らしさ／女らしさ」や性別役割分業などのことで、「ジェ

2) インターセックスについては、橋本秀雄『性のグラデーション 半陰陽児を語る』（街弓社）を参照。

3) 性同一性障害についての素朴な疑問から、当事者の悩みに答える入門書として、伊藤祐・他「プロブレムQ&A 性同一性障害って何？」（緑風出版）がある。



ンダー」と言われる内容をさす。ジェンダーのあり方は歴史的に変化しているし、社会が異なればそのあり方も異なる。

第四が、性的指向 (sexual orientation) の水準である。性的指向とは、恋愛対象や性的な魅力を感じる性別のことである。一般的にこの「性的指向」を指して「セクシュアリティ」と呼ぶこともある (狭義のセクシュアリティ)。性的指向が同性に向く場合を「同性愛 (homosexual)」、異性に向く場合を「異性愛 (heterosexual)」、同性・異性の両方に向く場合を「両性愛 (bisexual)」とよぶ。また、性自認が男性で性的指向が男性に向く人をゲイ、性自認が女性で性的指向が女性に向く人をレズビアンと呼ぶ⁴⁾。ただし、個々人の性的指向は、きっぱりと「同性愛／異性愛／両性愛」に分けられるものではなく、好きな相手の性別がその時々で異なると感じている人や、そもそも恋愛や性的感情をもつことがあまりないと感じている人もいる。性的指向のあり方もさまざまなのである。

以上のようにみえてくると、性は多様なものであることが改めて見えてきたのではないだろうか⁵⁾。みなさんの中にも自分を振り返ってみると、問題の切迫度は違うかもしれないが、「そういえば異性になりたいと思っていたことがあるな」、「自分は女だけど男らしいと言われることもあるな」、「同性の友人に憧れたことがあるな」などと思った人もいたのではないだろうか。性のありようは本当に多様なものである。ゲイやレズビアンを含むセクシュアル・マイノリティ解放運動のシンボルマークは、レインボー (虹色) であるが、これは性が多様であって、境

4) 同性愛についての入門書として、伊藤悟・他「プロブレムQ&A 同性愛って何？」(緑風出版)がある。

5) 多様な性の世界をわかりやすく解説した入門書として、加藤秀一・石田仁・他「図解雑学 ジェンダー」(ナツメ社)の第6章がお薦めである。

のあいまいなグラデーションになっていることを示している。

私たちの社会は、この多様な世界に性の「二分法 (性別二元論)」という枠組みを当てはめることによって、枠組みからずれる少数派の人々 (マイノリティ) をしばしば差別・排除してきた。性の二分法とは、この世には、「身体的に完全な男の体を持ち、自分のことを男だと思い、男らしく生き、女が好きな【男】」と「身体的に完全な女の体を持ち、自分のことを女だと思い、女らしく生き、男が好きな【女】」の2種類しかないという考え方のことである。この枠組みを多様な性の世界に無理に当てはめることによって、私たちの社会が「セクシュアル・マイノリティ」をあたかも特異なものとして作り出しているのだということに私たちは敏感でなければならない。

3 ゲイやレズビアンは何を侵害されているのか

セクシュアル・マイノリティの中でも、本章の主題である「愛」への偏見を考えていくために、ここではゲイ／レズビアンや同性同士のカップルに対する差別に焦点をあてて、問題を考えていこう。

●ゲイやレズビアンへの人権侵害

子どもの頃を振り返ってみると、「おかま」「ホモ」「おなべ」「レズ」といった言葉でからかったり、からかわれたりした経験を持つ人は少なくないだろう。また、マスメディアにおいても「同性愛者にいいよられた」ことを笑いのネタにするものも見かけられる。こういった日常的な経験をはじめとして、私たちの社会は同性愛に対する偏見に満ち溢れている。

ゲイやレズビアンとして生きることは、ストレスフルなことでもある。



図1 GIRLISH!『LOVE REVOLUTION』より。

偏見によって自尊心が傷付けられることはもちろん、学校や職場、友人、家族・親族などの関係において、いわれのない差別を受けることがある(図1)。例えば、学校や職場で中傷や噂が広まり、いづらくなり、最悪の場合は退学・転校や退職を余儀なくされることがある。また、信頼していた友人に、意を決して打ち明けたところ、関係が疎遠になってしまうこともある。家族や職場からの「結婚しないの?」「結婚してこそ一人前」といったプレッシャーも存在している。国外に目を向けると、同性愛を法律で禁止し、厳しい処罰を与えている地域もある。近年、日本国内でも同性愛者だと目された男性が若者グループに襲撃され殺されるという憎悪犯罪(ヘイト・クライム)が起きた。このようにみると、偏見は、からかいの問題ばかりではなく、生命を始めとしたさまざまな権利を脅かしていることがわかる。

偏見が存在する一方で、同性愛に肯定的な情報を得ることはなかなか難しい。例えば、学校教育の中で同性愛に関する知識を得たことがある人はまだまだ少ないのではないだろうか。学校で教わる知識はすべての

人が異性愛であるという前提によってなされているとも言えるだろう。また、マスメディアにおいても、後述するゲイやレズビアンによる権利獲得運動や、映画祭やパレードなどのイベントを報じない傾向がある。現在ではゲイやレズビアンの人権に関するさまざまな著作やインターネットにおける情報発信などが進んできてはいるものの、偏見を含んだ情報にしか接していない人も多いのではないかと。

●結婚制度が適用されないことによる不利益

また、社会制度が同性同士のカップルに不利益を生じさせている場合もある。その典型的な事例を描いているのが、映画『ウーマン・ラブ・ウーマン』(2000、アメリカ)である。この作品の中に、高齢の女性同士のカップルが描かれている。二人で穏やかに暮らしてきた生活が、一方の突然の入院によって打ち破られる。集中治療室に入ったパートナーに面会しようとする、病院側から「ご家族のかた」ではないという理由で拒否され、今生の別れに立ち会うこともできない。長年二人で暮らしてきた家もパートナーの名義であったため、彼女の遠い親戚に奪われてしまう…。

悲劇が生じてしまっているのは、異性のカップルには認められている結婚という制度が同性のカップルに適用されていないためである。この物語に描かれていることと同様のことは、現在の日本でも十分起りうることだ。パートナーが病気や事故にあった場合、看護・面会・手術の同意などが、法律上の家族ではないがゆえに認められないことが多いし、遺産相続も難しい。そのほかにも、税制面で(男女のカップルには適用される)扶養家族扱いが認められないこと、遺族年金を受け取れないこと、公営・公団住宅の「家族向け」住宅への入居ができないこと、賃貸住宅への入居が家族でないために嫌われがちであること、住宅ローン



共同名義で組めないこと、生命保険の受取人になれないことなど、さまざまな法律や慣行によって同性カップルは不利益を被っている⁶⁾。

同性同士の結婚が法的に認められることは、社会的な認知・承認を得られるという意味で意義があることだ。もちろん、異性愛者の中に法的な結婚を望まない人（例えば、事実婚あるいはシングルライフを選択するといったような）がいるように、すべてのゲイやレズビアンが結婚を望んでいるわけではない。大事なのは、結婚をしたいカップルにその選択肢が用意されることではないか。

4 差別への闘い

●ゲイ/レズビアン・ムーブメントの広がり

ゲイやレズビアンに対するさまざまな差別的な状況に抗して、差別の撤廃、権利獲得を目指す解放運動（ゲイ/レズビアン・ムーブメント、ゲイ・リブ）が世界的に広がっている。有名なものには、1969年、ニューヨークのストーンウォール・イン（ゲイ・レズビアン向けのバー）が警察によって嫌がらせを受けたのをきっかけに、憤りを覚えたレズビアンとゲイが全米で展開した運動がある。運動は異性愛中心社会の「ホモフォビア（同性愛嫌悪）」に批判の矛先を向けた。ゲイやレズビアンが悪いわけではなく、同性愛を嫌悪し排除・差別する異性愛中心社会の側に問題があるのだという視点は、運動に力を与えた。

日本でも、ウーマンリブと呼応し、1970年代からレズビアンによる運動が展開されており、ゲイによる運動も1980年代から活発化してきた。

6) 同性カップルには何が適用されないのかを試したルポルタージュとして、雑誌「にじ」（にじ書房、第一期1号～8号）に掲載された「世の中調べ隊が行く！」が面白い。特に「にじ」7号に掲載された「公正証書をつくるの記」を参照。



日本における運動の一つの重要な成果として、裁判所が同性愛者の権利を認めた「府中青年の家裁判」を挙げることができるだろう。事件及び裁判の経緯は以下のようなものである。1990年に「動くゲイとレズビ안의会（アカー）」が、東京都府中青年の家を利用中、他の団体から嫌がらせを受けた。アカーの抗議に対し、青年の家側はきちんとした対応をすることでアカーの宿泊利用を拒否、東京都教育委員会も同性愛者の宿泊利用は認めないと発言したのである。これを問題だと考えたアカーは東京都を相手に裁判をおこした。その結果、一審・二審ともにアカー側が勝訴したのである。東京高裁の判決文には、「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たるものとして許されない」とある。ここに、同性愛者への配慮と人権擁護の必要性がはっきりと述べられたのである。

●カミングアウトと運動の重要性

運動が重要であることを考えるために、「カミングアウト」をとりあげてみたい⁷⁾。カミングアウトとは、「自分の性的指向を他人に言うこと」を指す。ただし、カミングアウトは「言う」という状況それだけで成立するわけではない。カミングアウトをする以前の状況を考えてみよう。カミングアウトとは、もともとは“coming out of the closet”「クローゼット（押入れ）から出る」を短縮した言葉である。クローゼットとは、自分がゲイ/レズビアンであることを周囲に秘密にしている状況をさす。

7) 「性について語ること」をさまざまな事例を通じて考察したケン・ブラマー「セクシュアル・ストーリーの時代」（新曜社）はお薦めである。

このクローゼットの状態から「他人に言う」に至るためには、まず第一段階として、自分自身に対するカミングアウトが必要になってくる。この異性愛中心社会で生きている以上、ゲイやレズビアンであっても、同性愛への偏見（ホモフォビア）をもたされていることには変わりがない。ゆえに、自分の性的指向が同性に向くと気づいたとき、人は自己否定的になりがちなのである。だから、こうした自己否定感を肯定的なものに転換し、同性に魅かれる自分を認め、受け入れるという「自己へのカミングアウト」の段階が必要になってくるのだ。

第一段階をへて、「他人に言った」としても、一回話しただけですべてが伝わり理解しあえるわけではない。現代の社会においてはカミングアウトされた相手も、情報がないばかりか、偏見しかもっていない場合も大いにありうるからだ。カミングアウトには、時間をかけてでも、何回も情報や自分の思いを伝え、周囲と自分との新しい関係をつくっていく「プロセス」（伊藤他 2003:20・181）が必要になってくるのである。

このように大変な作業であっても、なぜカミングアウトをしたいと思うゲイやレズビアンがいるのだろうか（もちろん、カミングアウトせず自分を守ることも重要なことである）。まず、「ゲイ」や「レズビアン」とは、その人の性的指向が同性であるということだけなのであって、外見や印象だけでその人が「同性愛者」か「異性愛者」なのか見分けることはできないことを確認しておきたい。現在の異性愛中心社会においては、カミングアウトをしなければ、すべての人が異性愛者だという前提で扱われてしまう。そのことの困難を考えるために、例えば、カミングアウトをしていない状況のもとで、仲の良い友人と恋愛の話をしているところを想像してみしてほしい。本当は同性の恋人がいるのに、異性の恋人であるかのようにごまかして話をしなければならない。仲の良い友人であればあるほど、自分が嘘をついている状況をはがゆく思ったり、あ



図2 GIRLISH! 『LOVE REVOLUTION』より。

りのままの自分でいられないことを窮屈に思ったりするのではないだろうか。カミングアウトをしなければゲイやレズビアンである「私」は見えない存在になってしまうのである（図2）。

カミングアウトという大変で重要な作業は、一人でできることではない。ゲイ/レズビアンである自己を受け入れる「自己へのカミングアウト」は、まずはそれができた人がいるという情報を得ることが必要であるし、さらには当事者によるサポートがあればさらに心強いだろう。また、「周囲と新しい関係をつくっていく過程」においては、何よりもカミングアウトされた周囲の偏見をなくしていくことが重要になってくる。その作業は、社会全体の差別・偏見をなくしていく働きかけと同時になされるほうがいいだろう。その意味で、カミングアウトとは、「運動」と切っても切れない関係にある。

ゲイやレズビアンによる様々な活動を、その一部ではあるが列挙して

みよう。「自己へのカミングアウト」を支えるものとして、ネットワークや集まれる場（コミュニティ）づくり、そして電話相談などがなされている（例えば、「アカー」<http://www.occur.or.jp/>、「すこたん企画」<http://www.sukotan.com/>、「LOUD」<http://www.space-loud.org/>など、さまざまな団体がある。それぞれのHPを参照のこと）。

また、当事者やその周囲の人、そして社会全体にむけて、当事者による情報発信が行われている。1990年代初頭に続々と出版された、伏見憲明『プライベート・ゲイ・ライフ』（学陽書房、1991年）や、掛札悠子『「レズビアン」である、ということ』（河出書房新社、1992年）などが、以降のレズビアン・ゲイ・ムーブメントの盛り上がりをつくった。そのほか雑誌やインターネットなどを含め、さまざまな情報が発信されている。本章で引用した「図1・2」も、こういった活動の一環として出版されたものである⁸⁾。

差別をなくすための活動として、レズビアン／ゲイ・スタディーズという学問・研究も重要な実践である。同性愛者に対する差別と社会のホモフォビアに深く切り込むと同時に、状況を改善することを意識する学問である⁹⁾。

また、大きなイベントとしては、レズビアン&ゲイ映画祭やレズビアン&ゲイパレードがある。セクシュアル・マイノリティをテーマにした映画作品を扱う東京国際レズビアン&ゲイ映画祭は、2005年（第14回）では、13カ国の44作品が上映された。また、東京や札幌などで開催されているレズビアン&ゲイパレードでは、毎年たくさんの人々がプラカー

8) マンガによるセクシュアル・マイノリティについての入門書。AKIKO著GIRLISH! 発行『LOVE REVOLUTION ～わたしたちなりの、いい関係』（ミニコミ誌）。

9) ゲイ・スタディーズについては、キース・ヴィンセント十風間孝十河口和也『ゲイ・スタディーズ』（青土社）を参照。また、この本はアカーのメンバーによって書かれており、「府中青年の家事件」についても詳細な分析がなされている。



写真1 東京レズビアン&ゲイパレード2005（2005年8月13日）
TOKYO Pride提供。

ドやレインボーフラッグを掲げたりしながら街をねり歩いている（写真1）。3500人が参加した2005年東京レズビアン&ゲイパレードの公式ガイドブック『“みんな”で、パレード!』には次のように書かれている。

多様なセクシュアリティの人たちが代々木公園に集まり、思い思いのメッセージを胸に渋谷の街を歩くわけですが、その中には共通の“思い”があるのではと感じているのではと感じています。それは、“世の中、いろんな人がいて、いいんじゃないの？”という素朴な思いではないでしょうか。（東京レズビアン&ゲイパレード2005実行委員長おかべよしひろ）

こういったパレードなどの活動そのものが、この世の中に「異性愛者」だけではなく、「同性愛者」やそのほかの「セクシュアル・マイノリ



ティ」が存在していることを公に示すカミングアウトになっているのだ。また、札幌のパレードでは、市長が「札幌市民を代表して性的マイノリティのみなさんを歓迎する。こうしたイベントを継続している地元の当事者を誇りに思う」という主旨の挨拶を集会で行ったこともここに強調しておきたい。

●行政や企業の取り組み

海外に目を転じてみると、さらに広範な取り組みがなされていることに驚きをおぼえるかもしれない。

欧米諸国においては、同性カップルに異性カップルと同じ保障を与える動きが高まっている。事実婚の多いフランスでは、PACS法（連帯のための市民契約、1999年）によって、同性・異性を問わず、契約したカップルに結婚に準じた権利を認めている（ドメスティック・パートナー制度）。2000年、オランダは婚姻に関する性別の記述を撤廃し、同性同士の結婚「同性婚」を認めた。これにより、オランダは同性婚を異性婚と全く同じように認める最初の国となった。そのほか、ベルギー、カナダ、スペインが同性婚を認めており、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、イギリスなども結婚に準じた権利を認めている。このような動きを含めると、同性カップルに保障を与える動きはかなり広範に広がっているといえる（2005年現在）。

日本においても、同性婚を求める要求の声はあるものの、法律の制定には至っていない。現時点で法的な保障を得たいと思う同性カップルは、養子縁組などの他の制度を利用するかたちをとらざるをえない。それらの制度のうち、注目が集まっているのは公正証書を作成するという方法である。入院した時の看護・面会・手術の同意、遺産相続、喪主などに関する両者の合意を公証人役場で証書に作成してもらうことによって、

証明力の高い文書に残すことができる。ただし、それぞれの局面において、公正証書が有効であるかどうかは、未知数な部分が多いことも事実である（伊藤他 2003:138）。

また、欧米諸国においては、行政ばかりではなく、同性カップルに異性カップルと同じ権利を認める企業もみられる。アメリカでは、ディズニー、マイクロソフト、アメリカンエクスプレス、IBM等を始めとした大企業が、同性のパートナーにも保険の適用や各種割引制度など、結婚した人と同じさまざまな権利を保障するドメスティック・パートナー制度を実施している。また、それ以外にも、性的指向による差別を禁止したり、企業内に同性愛者のグループをつくったり、異性愛者の社員に同性愛者への差別や偏見に基づいた行動をとらせないように社員教育を徹底している企業もある。これらの動きの背景には、レズビアン・ゲイ運動の存在はもちろん、マイノリティにやさしい会社であることをアピールするのは、企業のイメージアップにつながるという意識が社会全体で共有されているということもあるだろう（伊藤他 2003:106-107）¹⁰⁾。

日本においても、行政や企業が、同性同士のカップルに保障を与え、同性愛者の人権を擁護するようになるためには、私たち一人一人がそれを可能にする社会的土壌を形成していくことが重要になってくるだろう。

5 おわりに

2005年、「同性愛カップルも会社の住宅入居可！」というニュースが報じられた（大阪日刊スポーツ10月6日）。著書『カミングアウト』（講談社、2005年）を出版し、レズビアンであることを公言した尾辻かな子

10) もちろん、欧米諸国に差別・偏見がないわけではない。リアン・フェダマン『レズビアンの歴史』（筑摩書房）など、歴史や現在についてのさまざまな本が出版されているので参照のこと。



大阪府議が、大阪府住宅供給公社に、公社が管理する団地・住宅に、同性同士などでも入居できる「ハウスシェアリング制度」の導入を要望したところ、大阪府の担当者がこれを許可する方針を明らかにしたのである。これにより、これまで血縁・婚姻関係の者同士でしか入居できなかった公社の住宅に、全国で初めて同性同士のカップルでの入居が可能になった。この結果、夫に先立たれた女性の友人同士など、さまざまな形態で同居を望む人々にも住宅入居の門戸が開かれることになった。このニュースをみてもわかるように、個々人の恋愛や親密な関係性が同じように尊重される社会は、ゲイやレズビアンにとってだけでなく、異性愛者や高齢者など多様な人が生きやすい社会でもある。ゲイやレズビアンが直面している問題は、すべての人に開かれた問題なのだ。

誰がどのような愛のかたちをとろうと、特別に大変な思いをすることがないような社会にするためには、この社会に生きる私たち一人一人が、多角的な知識を得て、偏見を塗り替えていく必要があるだろう。人権を確立していく、という大きな課題も、まずそこが第一歩なのではないだろうか。

■引用文献

- 伊藤悟・他『プロブレムQ&A 同性愛って何?』緑風出版, 2003年.
 加藤秀一・石田仁・他『図解雑学 ジェンダー』ナツメ社, 2005年.
 キース・ヴィンセント+風間孝+河口和也『ゲイ・スタディーズ』青土社,
 1997年.

■おすすめ文献

- 安積遊歩『癒しのセクシー・トリップ わたしは車イスの私が好き!』太郎



次郎社, 1993年.

伊藤悟・他『プロブレムQ&A 同性愛って何?』緑風出版, 2003年.

加藤秀一・石田仁・他『図解雑学 ジェンダー』ナツメ社, 2005年.

キース・ヴィンセント+風間孝+河口和也『ゲイ・スタディーズ』青土社,
 1997年.

倉本智明編『セクシュアリティの障害学』明石書店, 2005年.

伊藤悟・他『プロブレムQ&A 性同一性障害って何?』緑風出版, 2003年.

橋本秀雄『性のグラデーション 半陰陽児を語る』青弓社, 2000年.